

平成30年11月21日

職業訓練法人 近畿建設技能研修協会  
三田建設技能研修センター 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 鈴木 尉 久  
〒650-0011



神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL078-361-7201

FAX078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

## 要 望 書

貴法人からの平成30年4月12日付「平成30年3月19日付質問書に対する回答について」について、その後、他社の回答等と併せて検討をしてまいりました。

貴法人が「一旦ご納入いただいた受講料は返金できません」との文言を受講決定書及びホームページに記載した趣旨及びキャンセル時の実際の運用状況につきましてご説明いただきありがとうございます。また当法人の活動に一定のご理解を賜り誠にありがとうございます。

もっとも、貴法人のご説明のとおりの実情及び運用があったとしても、かかる記載は消費者契約法10条に抵触するものであることから、まずは、かかる文言は受講決定書及びホームページからすみやかに削除されることを求めます。

なお、貴法人からは「改善方法」として受講決定書及びホームページに「受講料振込後、テキスト購入等の準備を順次していきますのでやむを得ずキャンセルされる時は直ちに連絡してください。無連絡キャンセルは絶対にしないでください。やむを得ずキャンセルされる場合は、納入された受講料は振込手数料等1000円を差し引いて返金します。」と記載するご意向とございます。まずキャンセル時にはすみやかに連絡をするように促すこと、無連絡キャンセルはしないように注意喚起すること自体についてはよろしいのではないかと考えま

す。もっとも「振込手数料等」として 1000 円を差し引いて返金をするとの約定については、当法人において 1000 円というキャンセル料の相当性について判断をすることができませんので、その適否について意見を申し上げることはできません。貴法人において消費者契約法 9 条 1 項が定める「平均的損害」の範囲内でご判断ください。

当法人としては、貴法人が「一旦ご納入いただいた受講料は返金できません」との文言を削除していただくことをもって、本申し入れ活動としては終了としたいと考えております。御対応をよろしくお願い申し上げます。

以上